

令和8年度琉球大学法科大学院
C日程 法学未修者コース 入試問題

記述式試験

令和8年1月25日（日曜日）
9時30分～10時15分（45分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 この試験では、**解答用紙**を事前に配布しています。**構成用紙**は受験者が準備してください。
- 2 **試験問題**はチャット機能で送付します。
- 3 解答は、必ず解答用紙に記入し、答案の何枚目であるかを示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 4 解答用紙が足りない場合は、解答用紙2枚目の裏面に記入下さい。
- 5 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 6 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、監督者に申し出てください。
- 7 試験終了後、解答用紙を送信してもらいますので、指示があるまで席を立たないでください。
- 8 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

【問題】(45点)

[第1問] (12点)

ある法科大学院の学生について好きな科目を調査したところ、次のことが判明した。

- A 憲法が好きな人は、民法が好きである。
- B 民法と民事訴訟法的一方または両方を好きでない人は刑法も好きではない。
- C 刑法が好きでない人は、刑事訴訟法も好きでない。

この場合に、「刑事訴訟法が好きな人は、民法も好きである」という命題の正誤について論じなさい。

[第2問] (20点)

A 高等学校の同窓会旅行に参加した甲、乙、丙、丁の4名は、宿泊先ホテルの提供するレクリエーションのうち、各々、テニス、バドミントン、卓球の3種目のうちから1種目又は2種目を選択し、宿泊部屋のタイプは和室、洋室のいずれかを選択した。これに関して次の①から⑥のことが分かっている。

- ①卓球を選択した人は2人であり、2人とも和室を選択した。
- ②甲は2種目のレクリエーションと洋室を選択した。
- ③乙は、甲と同じ種目のレクリエーションは選択しなかった。
- ④丙と丁は同じタイプの部屋を選択した。
- ⑤丁はレクリエーションを1種目だけ選択したが、それはバドミントンではなかった。
- ⑥3人が選択したレクリエーションの種目があった。

[設問] バドミントンを選択したのは何人だったかについて論じなさい。

[第3問] (13点)

次の文章を読み、以下の設問に答えなさい。

思想史にはこういう例がしばしばある。マルクスが、「私はマルクス主義者ではないと言ったのは非常に有名な言葉でありますけれども、マルクスのように、非常に歴大な著作を書き、自分の思想というものをきわめて体系的な形で展開した学者でさえ、マルクス主義あるいはマルクス主義者についてのイメージが原物から離れて自立的に発展していくのをどうすることもできなかった。そこに私はマルクス主義者でないという彼の嘆声が生まれるわけであります。いわんや今日のように、世

界のコミュニケーションというものが非常に発展してきた時代にありましては、大小無数の原物は、とうてい自分についてのイメージが、自分から離れてひとり歩きし、原物よりもずっとリアリティーを具えるようになる現象を阻止することができないわけであります。むしろ或る場合には、原物の方であきらめて、あるいはその方が都合がいいということからして、自分についてのイメージに逆に自分の言動を合わせていくという事態がおこる。こうして何が本物だか何が化けものだかがますます分からなくなります。現代にはこういう一つの非常に新しい形態の自己疎外がおこっていると言えるのじゃないか。ところがこういう世界的な傾向と同時に、日本では特にそういう化けものの横行を許す事情があるのじゃないか、われわれと環境との間につくるイメージの壁を厚くする条件があるのではないかという気がするのであります。(丸山真男「日本の思想」より)

〔設問〕上記の文章の中で筆者が述べている「自己疎外」の内容(①)とその具体例(②)を答えなさい。なお、①②のいずれも75字以内とする。

【出題趣旨】

第1問は論理法則及びその組み合わせにより命題の正誤を論じる能力、第2問は複数の条件設定を踏まえて論理的に結論を導く能力、第3問はある程度の長さの文章を読みその内容を分析する能力、をそれぞれ測定するものである。

【採点基準】

〔第1問〕(12点)

1. Cより、(その対偶として、) 刑事訴訟法が好きな人は、刑法が好きであるという命題が導かれることの指摘していること(4点)
 2. Bより、(ド・モルガンの法則を適用した対偶として、) 刑法が好きな人は民法と民事訴訟法が好きであるという命題が導かれることの指摘していること(4点)
 3. 1に記載したとおり、刑事訴訟法が好きな人は刑法が好きであり、2より、刑法が好きな人は民法も好きであるから、(三段論法により、) 刑事訴訟法が好きな人は民法も好きであるという命題の結論が正しいことを導いていること(4点)
- * 対偶や、ド・モルガンの法則、あるいは三段論法といった用語を使ったかどうかで点数に差を設ける必要はない。

〔第2問〕(20点)

1. ①と②より、甲がバドミントンとテニスを選択したことが分かる旨を指摘していること(3点)
2. ここに③を合わせると、乙は卓球を選択したことになるから、和室を選択したことが分かる旨を指摘していること(3点)
3. ④より、丙と丁が選択した同じタイプの部屋が洋室だとすると①に矛盾するから、丙と丁は和室を選択したことが分かる旨を指摘していること(3点)
4. ⑤より、丁が選択したレクリエーションは卓球かテニスであり、丁が卓球を選択したとすると、丙が選択したのは①を踏まえてテニス又はバドミントンとなり、3人が選択したレクリエーションの種目がないことになるから、⑥に矛盾することを指摘していること(5点)
5. 4より、レクリエーションにつき、丁が選択したのはテニスであり、丙が卓球とテニスを選択したことになることが分かる旨を指摘していること(3点)
6. したがって、バドミントンを選択したのは甲のみであるから、1人であるとの結論を導いていること(3点)

〔第3問〕(13点)

- ①：原物が、自分についてのイメージが、自分から離れてひとり歩きし、原物よりもずっとリアリティを具えるようになる現象を阻止することができないこと(70字)：7点

②：マルクスでさえ、マルクス主義あるいはマルクス主義者についてのイメージが原物から離れて
自立的に発展していくのをどうすることもできなかったこと（69字）：6点